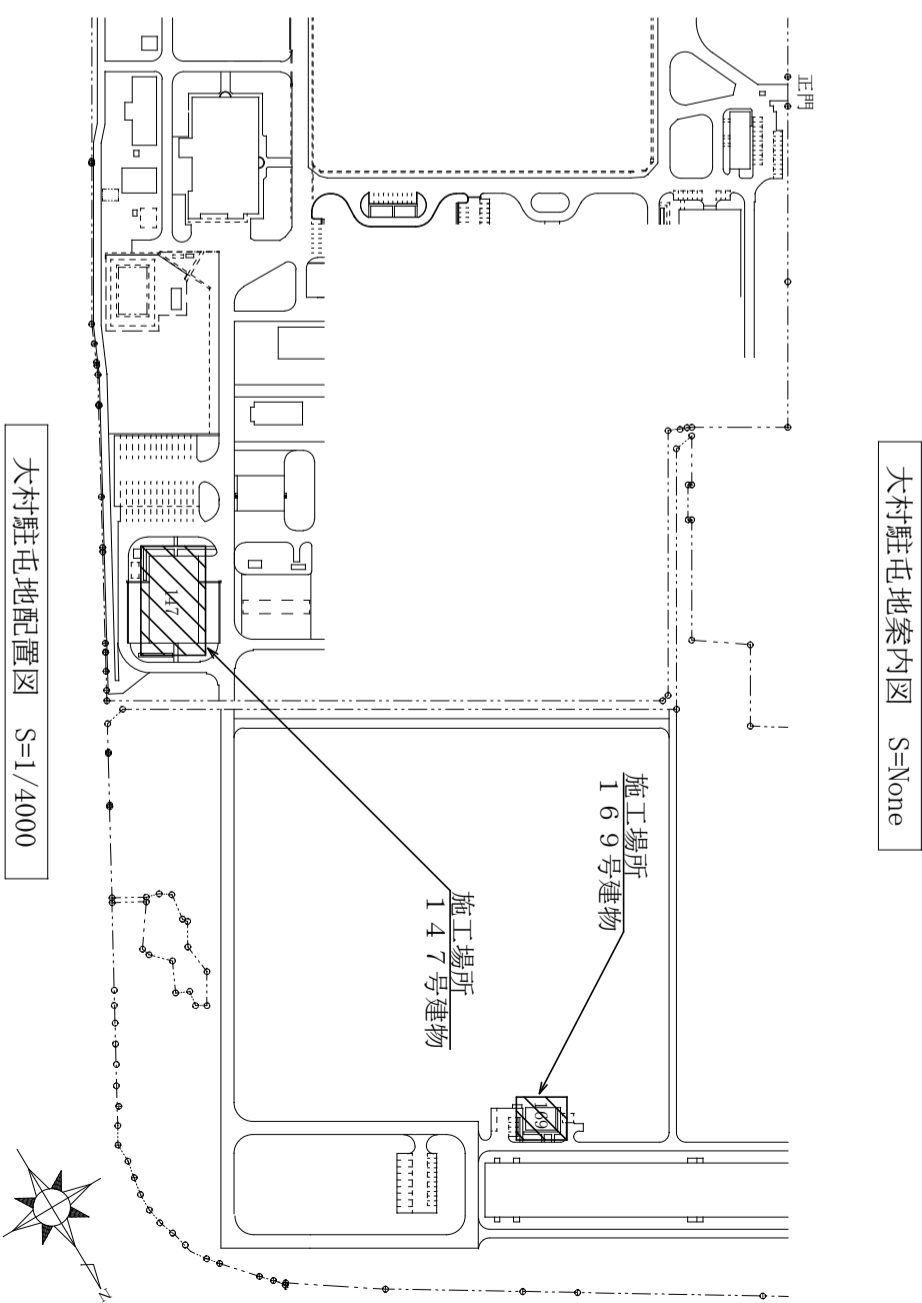
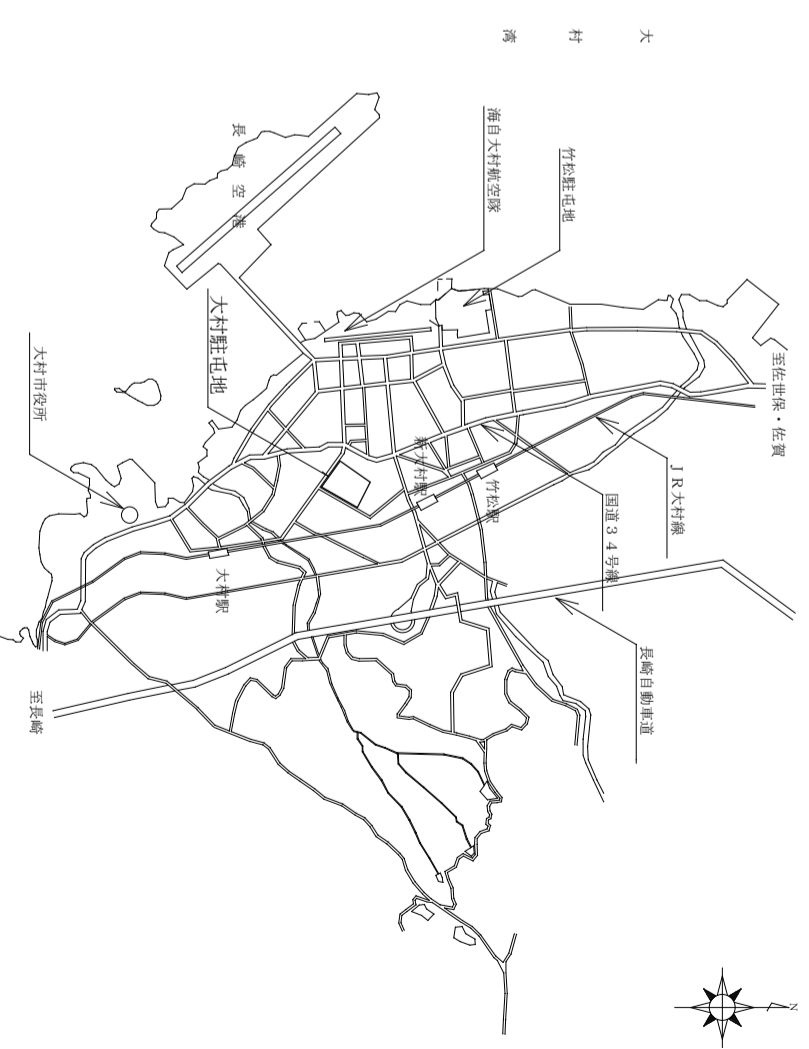


# 仕 様 書

- 1 件 名 1 4 7 号建物他照明設備改修工事
- 2 場 所 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地
- 3 概 要
  - (1) 1 4 7 号建物 既設照明器具をLED照明器具に取替 1 5 0 台
  - (2) 1 4 7 号建物 照明制御器(調光センサ)取替 2 7 個
  - (3) 1 6 9 号建物 既設照明器具をLED照明器具に取替 3 5 台
  - (4) 1 6 9 号建物 照明制御器(調光センサ)取替 5 個
- 4 一般事項
  - (1) 本仕様書は、陸上自衛隊大村駐屯地で実施される「147号建物他照明設備改修工事」に適用する。
  - (2) 本仕様書に記載なき事項及び用語の定義については、以下によるものとする。  
 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修】  
 公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編) 最新版
  - (3) 本工事の実施にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
  - (4) 請負者は作業にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
  - (5) 写真は、作業前、完了後、各工程毎を撮影し、写真帳(A4)に整理して提出する。
  - (6) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止する。
  - (7) 請負者は、関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。
  - (8) 本工事で使用する材料はすべて新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用すること。
  - (9) 本工事において電気及び水道を使用する場合は、請負業者側で準備すること。自衛隊の電気及び水道を使用する場合は、監督官に連絡の上、各種メーターを取付け、その使用料金を徴収する。
- 5 特記事項
  - (1) 本仕様書に記載する数量については、計画数量である為、施工前に計測等を行う。
  - (2) 本工事により発生した発生材(金属屑類)は、駐屯地指定の発生材調査と共に監督官に引継ぎ指示する場所集積すること。その他は関係法令に基づき処分すること。
  - (3) 本工事の作業工程にあたっては、事前に監督官と調整するものとする。
  - (4) 本工事にて使用する照明器具はすべて監督官に承認図を提出してから発注すること。
  - (5) 工事終了後、絶縁抵抗測定及び照度測定を実施すること。また、その結果を報告書にまとめて1部監督官に提出するものとする。



工事件名	1 4 7 号建物他照明設備改修工事				
図面名称	仕様書・案内図・配置図				
縮 尺	図示	作成年月日	6.4.24	図面番号	2 / 11
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					